

東京都指導農業士認定における申請前の事前相談及び事務手順について

制定 令和3年 7月 2日付3産労農振第965号

改正 令和4年 7月 4日付4産労農振第879号

東京都指導農業士認定要領（以下、「要領」という。）第2の1の申請前の事前相談、第2の認定（更新）の事務手順及び第3の4のおおむねの基準については、次のとおりとする。

第1 要領第2の1の事前相談の手続きについて

東京都指導農業士の認定の手続きを円滑に行うため行うものであり、その方法は次のとおりとする。

1 別紙のチェックリスト（令和4年 月 日改正）による確認

東京都指導農業士の認定を受けようとする者及び更新申請をしようとする者（以下、「申請予定者」という。）は、別紙1の「東京都指導農業士申請におけるチェックリスト」にて確認を行う。

2 申請書の案の作成

1のチェックリストですべての項目が該当する場合には、申請書の案を作成する（できるだけ電子ファイル（各調書は様式のエクセル形式）にて作成）。

3 申請書の案についての農業委員会事務局における相談

申請予定者は区市町村農業委員会事務局にて、作成した申請書の案の内容等について相談し、記載内容の確認を受ける（できるだけ電子ファイル（各調書は様式のエクセル形式）にて送付し相談を受ける）。

4 区市町村農業委員会事務局における手続き

申請の相談を受けた区市町村農業委員会事務局は、必要に応じて意見等を付して、申請書の案を、地域により次の担当まで東京都共同電子申請・届出サービスの東京都指導農業士認定申請フォーム、電子メール（ファイルをパスワード等で暗号化する）又は書面により送付し、東京都に相談するものとする。

ア 島しょ地域以外の区市町村：東京都産業労働局農林水産部農業振興課普及担当

イ 島しょ地域の町村：東京都各支庁産業課農務担当（産業担当）

（各支庁産業課は、内容の確認等を行い、必要に応じて意見を付して産業労働局農林水産部農業振興課に送付する）

東京都共同電子申請・届出サービスの事前相談用の URL は、次のとおり。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1655423169339>

5 東京都による確認

東京都産業労働局農林水産部農業振興課は、東京都の関係機関、当該区市町村農業委員会事務局等と調整の上、必要に応じて意見を付して確認の結果を区市町村農業委員会事務局に報告する（島しょ地域については、東京都各支庁産業課を経由する）。

6 確認の結果

5により東京都から報告を受けた区市町村農業委員会事務局は、申請予定者に確認の結果を報告するものとする。

第2 認定（更新）の事務手順

1 認定申請

要領第2の1の申請書の提出は、本事務手順第1の5による申請書の案の確認の結果を元に、申請書を区市町村農業委員長あて提出するものとする（できるだけ電子ファイル（各調書は様式のエクセル形式）にて提出）。

2 要領第2の3における農業委員長からの推薦書及び申請書の提出について

東京都が毎年定める日までに、地域により次の担当まで東京都共同電子申請・届出サービスの東京都指導農業士認定申請フォーム、電子メール（ファイルをパスワード等で暗号化する）又は書面により提出する。

ア 島しょ地域以外の区市町村：東京都産業労働局農林水産部農業振興課普及担当

イ 島しょ地域の町村：東京都各支庁産業課農務（産業）担当

（各支庁産業課農務担当は、内容の確認等を行い、産業労働局農林水産部農業振興課普及担当に送付する）

東京都共同電子申請・届出サービスの認定申請用の URL は、第1の事前相談後に別途示す。

第3 要領第3の認定基準の4のおおむねの年間農業所得について

年間の農業所得が300万円を下回る場合でも、地域の農業の状況により特に東京都指導農業士が必要な場合や、申請予定者の認定が地域農業において特に必要な場合などは、第1の4の事前相談において農業委員会事務局は、認定が特に必要である等の理由や意見等を付して東京都に事前相談を行うものとする。事前相談では、認定基準、東京都指導農業士認定要綱の目的、地域の事情等を踏まえて調整するものとする。

事前相談の結果、認定申請をすることになった場合の要領第2の3の農業委員会長の推薦の際は、要領に定める推薦書（様式第3号）に、東京都指導農業士の認定が特に必要である等理由や意見等を記載するものとする。

別紙

東京都指導農業士申請におけるチェックリスト

次の各項について確認してください（東京都指導農業士認定要領第3より）。
事前相談時にご提出ください。

- (1) 東京都在住であり、東京都内の農地において自ら農業に従事していること。
- (2) 農業技術、経営管理能力に優れた経営者であること。又は経営に積極的に参画し、責任を分担していると認められること。
- (3) 「認定農業者」、又は、「農業基本構想を定めていない区市町村においては、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化又は農業従事の態様の改善等の農業経営の改善について、目標を定めるなどにより取り組んでいる農業者」であること。
- (4) 年間農業所得が300万円以上あり、効率的かつ安定した農業経営が行われていること。
- (5) 東京農業の担い手の育成に理解と熱意があり、積極的な指導ができること。
- (6) 後継者や新規就農等担い手育成のためのセミナー・講座等における研修、農業体験研修、農業技術研修等の受け入れが可能であること。
(認定後は、地域や希望者等の状況に応じて、普及センターや農林水産振興財団等から、農業研修の受け入れの依頼をいたします。農業経営の分野や地域等により、依頼の頻度等は異なります)
- (7) 女性農業者や青年農業者が活躍できる環境整備を自ら実践していること、又はその環境整備に深い理解を示していること。
- (8) 認定する年度末の年齢が85歳未満であること。
(年度末の年齢が85歳に達した場合は、年数にかかわらずその年度末で認定が終了となります)